

論 文

# 近世真宗東派における仏教知の展開

——正統教学確立と異安心事件をめぐって——

同朋大学仏教文化研究所員

松 金 直 美

はじめに

近世仏教史研究の出発点とされる辻善之助氏の研究において、いわゆる近世仏教墮落論が示された<sup>(1)</sup>。その評価は、日本史のみならず仏教学や宗学の研究者にも共有され、近世仏教の研究が限定的となる要因となった。近世仏教が形式化し、墮落していたとする論拠の一つとして、近世仏教における学問研究は自由を束縛されていたためと述べられた。また近代真宗教学の立場に立つ研究においては、近世の宗学が「封建教学」や「訓詁註釈学」であるとして、主体的思想課題を伴わないという見解が主流である<sup>(2)</sup>。近世仏教の学問・教学に言及される際、これらの否定的評価が現在もなお影響を及ぼしている。さらに近世は世俗化した社会であるとされ、時代性を語る上で、宗教が軽視されたことも、近世仏教史研究が停滞した要因であろう。

一方で、近世仏教は、幕藩制国家の形成過程と対応しながら、自律的に教団を形成し、それに対して幕藩権力は追認的に制度化、あるいは修正を加えて体制に位置づけていったとし、仏教側の自律的な動きの側面に着目すべきとす

る見解が、大桑齊氏や柚田善雄氏によって示された<sup>(3)</sup>。また近年、近世の国家権力あるいは社会の特質を明らかにする上で、宗教の重要性が再認識され、国家史あるいは地域社会史の方法論を取り入れた近世宗教史研究が盛んになってきた<sup>(4)</sup>。そして、近世の知識人や民衆を含めた諸階層の思想を解明するために、歴史学のみならず民俗学や仏教学など、様々な分野の研究者によって、近世仏教を研究する必要性が認識されつつある。

本稿では、近世真宗東派の主要な学僧である香月院深励と香樹院徳龍の二名を取り上げ、正統教学が確立され、その仏教知が伝達・受容されていく過程を明らかにしていきたい。ただし正統教学とは既定のものとしてあったのではなく、近世において段階的に確立されていったものと考ええる。その正統教学とはいかなるものであるのか追究される動向の中で、真宗の異端的信仰とされる異安心の疑いのある者が摘発され、取り調べられた。そのため異安心事件についても言及していく。

仏教知に言及することは、近世社会における仏教の存在意義を考えるため、あるいは「学問」を通じた知の受容とは位相を異にする近世民衆の知の本質を知る一端となると、澤博勝氏は指摘している<sup>(5)</sup>。また澤氏は仏教知に関する研究目的として、次の二点をあげている<sup>(6)</sup>。

一点目として、従来の研究は、次の二つの視点に分類できるが、両者の研究成果は接合できておらず、その克服が求められると述べている。

①「教え」(仏義の教義)を創造・認定・発信する教団の研究

②それを受容する民衆側の研究

かかる両視点を結びつける素材として、学僧による講義の(語り)を筆録した「講録」と称される書物があると考え、本稿で着目していく。

二点目として、「教え」の発信主体(教団・学僧)と受容主体(民衆)、それぞれの階層差、つまり内部構造を今後

明らかにしていく必要性を述べている。

本稿でも以上の課題を意識しつつ、真宗教団における知の展開について考察していきたい。

## 1. 真宗東派学寮の歴史

本願寺教団は東西分派後、西派は寛永十五年(一六三八)に、東派は寛文五年(一六六五)に学寮を創建したと伝える。東派では、東本願寺の飛地境内である涉成園内に学寮が設けられたとされる。ただし当初、学舎としての講堂は備えておらず、講義は寺内の東坊(現・東光寺：京都市下京区粉川町)にて行われたという。延宝六年(一六七八)になり、涉成園へ講堂が建てられた。宝暦五年(一七五五)、高倉通りに移転し拡張され、高倉学寮と称されるようになる。<sup>(7)</sup>

学寮における学事の最上位の職を「講師」という。正徳五年(一七一五)に恵空が初代講師となったとされるが、職制や待遇は確立されてはいなかったと考えられる。宝暦七年(一七五七)、本講(夏安居)の他に春と秋に行われた講談をつとめる「擬講」の職が定められ、明和三年(一七六六)、「講師職制覚」<sup>(8)</sup>により、講師の職制や待遇が定まった。当時の講師は三代慧琳である。そして、講師・擬講・嗣講の三講者の制度が成立していった。明和三年(一七六六)七月付で惣所化へ申し渡された書付覚の一条目に「一、御末寺之輩、都而御本山学寮へ相詰、講談聴聞可有之旨、今度諸国一統御触被仰出有之候事」<sup>(10)</sup>とあり、学寮が末寺僧侶の教育を一元的に行う機関へ位置づけられていたと言える。学寮では、夏講(夏安居)と秋講などを中心に教学研究がなされた。<sup>(11)</sup>

学寮の講師をつとめた主要な学僧として、香月院深励と香樹院徳龍があげられる。では両人の教化活動を順次みていきたい。

## 2. 深励の教化活動

香月院深励(一七四九〜一八一七)は、越前国坂井郡菟浦(現・福井市菟町)の碧雲寺(のちに大行寺と改称)で生まれ、同国坂井郡金津(現・福井県あわら市)の永臨寺へ養子として入寺し、のち同寺の住職となった僧侶である。寛政三年(一七九一)に擬講、寛政五年(一七九三)に嗣講、そして寛政六年(一七九四)には講師の職についている<sup>12)</sup>。また深励のもとには「垂天結社」という一二六四名にのぼる弟子によって構成された社中があった<sup>13)</sup>。

深励の講義にはどのようなものがあり、その教えがその後、どのように流布していったのかを知る手掛かりとして、同氏の講録を紹介したい。深励述講録は、様々な講題のものが各地に数多く残されているが、ここでは一例として、次の二点を取り上げる。

『歎異抄聞記 深励述』<sup>15)</sup>は、文化九年(二八二二)五月二十七日に長円寺(現・三重県桑名市大島)の界雄が書写した、深励が越前国において講じた『歎異抄』に関する講義の筆録である。聴衆の一人が筆記したものを、法盛寺(現・三重県桑名市萱町)の康鏡子なる人物が書写し、それを界雄が崇泉寺(現・三重県桑名市長島町又木)にて借用して書写した講録である。なお現在、『歎異抄』の撰述者は、一般的に親鸞の弟子である河和田の唯円とされるが、深励は本願寺二世の如信(一二三三〜一三〇〇)とする立場をとる。

『御文末代無智聴記 深励述』<sup>16)</sup>は、享和三年(二八〇三)七月朔日に京都高倉学寮の講師寮にて、深励が『御文』について講述した際の筆録を、文化十五年(二八一八)五月中旬に長円寺の界雄が書写した講録である。なお深励は『御文』の撰集者を円如(実如子・証如父、一四九一〜一五二二)とする立場をとる。

このように聴衆の僧侶が作成した写本の講録は、主に僧侶間で貸借され書写されることによってさらに広まってい

った。語りによる講義の内容が、その聴衆だけでなく、地域を超えてより多くの人々へ伝えられていった。

深励は本山講師であった時期においても、毎年十二月半ばから二月半ばまで、住職をつとめる金津永臨寺へ下って民衆教化活動を行った<sup>(17)</sup>。往復の行路、そして自坊滞在中も、自坊のみならず西派末寺や門徒宅にて法話・法談を活発に行っていたようである<sup>(18)</sup>。

また享和元年(一八〇一)に越後国三条御坊へ赴いた際、七月十六日〜十一月十八日の法話数は二三三座に及んだ<sup>(19)</sup>という。

その法話では、封建道徳遵守を勧める本願寺八代蓮如の『御文』を中心としつつも、宗祖親鸞(『高僧和讃』)や三代覚如などの教説も取り上げている。ただし一般末寺の僧侶(吉崎願慶寺住職)の場合、民衆教化に加えて、門徒宅や自坊での法要や檀家の宗判なども行っているものの、深励にはそのような活動は見うけられないという。

### 3. 徳龍の教化活動

深励の弟子の一人に、香樹院徳龍(一七七二〜一八五八)がいた。徳龍は、越後国蒲原郡水原(現・新潟県阿賀野市(旧・北蒲原郡水原町)下条町)の無為信寺で生まれ、のち同寺の住職となった僧侶である。文政六年(一八二三)に嗣講、弘化四年(一八四七)には講師の職に就任している<sup>(20)</sup>。

東本願寺は近世に四度の火災にあり、その度に再建された。二度目である文政度再建の際、徳龍をはじめとする学僧による全国的な教化体制が初めて確立された。東本願寺の再建事業と連動して行われた徳龍の教化活動とその知の伝達・受容について、筆者は以前に、近世には真宗道場であった越中国射水郡葛葉村(現・富山県氷見市葛葉)にある名苗家が所蔵する講録を主な史料として考察したことがある<sup>(21)</sup>。名苗氏が書写して残した講録から、僧侶のみなら

ず、道場主や旦頭(旦那の頭)など、上層の門徒にも講録による仏教知が流布していたことが確かめられた。

では、徳龍述講録の一例を紹介していくことで、徳龍による教化の特徴を明らかにしていきたい。

『三罪録』<sup>(22)</sup>は、文政八年(一八二五)九月に桑名御坊で徳龍が講述した際の筆録を、長円寺の界雄が書写した講録である。僧侶が、虚受信施・不浄説法・儉三宝物の三罪を重ねやすいことをいさめた内容である。徳龍の講録には、坊守・女人・隠居・新発意・子供など、対象別に仏教的道徳観を説くものが多い。<sup>(23)</sup>真宗道場であった名苗家には、『三罪章』や隠居・新発意・坊守・女人別の『御教示』の講録が所蔵されている。いずれも、文政十年(一八二七)八月に徳龍が城端御坊(現・富山県南砺市城端)で口述したものであり、当家七代目新十郎(一七九〇～一八六二)の母の実家である勝福寺(現・富山県氷見市上田)から、『御教示』は文政十一年初春に、『三罪章』は文政十二年八月四日に譲り受けている。徳龍の講録は、寺院と親戚関係にある真宗道場にも伝えられた。<sup>(24)</sup>

『七箇条演説 徳龍ほか述』<sup>(25)</sup>は、文政九年(一八二六)に行われた、東派学僧である徳龍・法海(一七六八～一八三四)・恵景(?～一八二七)・靈咄(一七七五～一八五一)の「七箇条」に関する演説記録である。なお徳龍は学寮で、靈咄は惣会所にて演説した際のものである。近世に四度の火災に遭った東本願寺は、文政六年(一八二三)十一月十五日に二度目の火災にみまわれたが、翌年正月には、再建事業へ取り組む心構えを示した「七箇条」を發布し、再建へ向けて動き出した。その後、学寮の学僧は、諸御坊からの要望を受けて「七箇条」の趣意を説明する演説を行なうため、各地へ赴いた。ただしその講者は、誰でも構わないわけではなく、演説を依頼する側が評価する学僧であることが求められた。

文政八年(一八二五)正月には、飛騨国の高山御坊からも、嗣講を派遣して、門徒に対する法話をして欲しい旨の願書が提出された。<sup>(26)</sup>この度、東本願寺再建のための材木切り出しの取持を、積極的に講中・同行中に行ってもらうため、高山御坊において嗣講の法話をぜひ行って欲しいと願ひ出ている。このような願書を提出した理由は、「近來町

方同行御坊所江之御取持も疎々數相成候」ためであるという。そのようになったのは、「近頃他宗之寺江学頭之僧分罷越候而、講釈并法話等被致候二付、御当方御門徒之内ニも聞馴、自然と御法義等閑ニ相成候義ニ而御座候」という。つまり取持が疎々しくなった理由に、近頃、近隣の他宗寺院で「学頭之僧分」が講釈・法話を致し、それを聴聞した高山御坊門徒の、真宗の法義が等閑になってしまった事を挙げている。このような事態へ対応するため、学僧派遣が要望されたのである。以上のように僧侶の講釈・法話が、民衆の信仰に大きな影響を与えた。

また堺御坊では、異安心の疑いのある者達が現れて争論となり、解決しがたい事を理由に、嗣講の派遣を願い出ている。<sup>(27)</sup>教義上の対立の解決にも、学僧が大きく期待されている。

ここまでみてきたように、徳龍などによる当該期の教化活動は、文政度再建事業と連動して展開されていた。徳龍による〈語り〉は、その場に参集した聴衆のみならず、写本として流布していった。書写した写本によって教えを伝達するあり方が、近世には浸透していた。このような伝達方法は、近代にも受け継がれたことが、次の講録から伺われる。『福井御坊徳龍法話』<sup>(28)</sup>は、天保十五年(一八四四)五月十五日から福井御坊で徳龍が話した法話録である。源通寺(現・滋賀県蒲生郡東近江市(旧・蒲生町)・綺田町)の門徒である應報(西藤安兵衛)が明治二十八年(一八九五)三月七日に同寺蔵本を書写したのが同書である。奥書に「見写ノ人ハ必ス南无阿弥陀仏ヲ称フベシ」とあり、書写という主体的実践行為は、教えの享受と一体のものであったと言えよう。<sup>(29)</sup>

#### 4. 深励による異安心調理―羽州公巖異安心事件―

深励や徳龍をはじめとする学寮の学僧によって正統教学が確立されていく一方で、真宗の異端的信仰とされる異安心の疑いのある者が摘発される事件が続発した。真宗東派における異安心事件は、十七世紀後半にも散見されるもの

の、十八世紀後半から十九世紀にかけて、圧倒的に増加する<sup>(30)</sup>。

その調理、つまり取り調べを担ったのは学寮の学僧であった。深励も、種々の異安心事件において調理を行った。深励が担当した事件の一つとして、享和二年(一八〇二)の羽州公巖異安心事件を取り上げたい。当該事件は、出羽国酒田(現・山形県酒田市)にある浄福寺の住職である公巖(一七五七〜一八二二)が、享和二年(一八〇二)に異義を唱えた疑いにより安心調理を受けた事件である。

公巖が異義とされたのは、次のような領解による。

公巖の所立には果海投入と云ふ。投入は投げ入る、ことで、こちらから投げ込むばかりにて、向ふからこちらへ受けることを嫌ふなり。故に受け取るに非ず受け取る、なりと云ふこと、望雲寺の聞書にも処々に云ふてある。又義海も秋田にては投げ込み安心と申したり。御正意は然らず、祖師は「本願名号信受して」との給ふ。本願の名号を行者の胸へ信じ受け取ることなり。(中略)世上の三業だのみ或は公巖の果海投入などなれば、たゞ行者が助け給へとたのむが信心なりとばかりあるべし。(中略)如来の方から南無阿弥陀仏を行者へ受けると、行者の方から如来をたのむと二つはなし、唯一時なり、如来の方の南無阿弥陀仏を、南無とたのめば阿弥陀仏と御助けぞと受け取る一念が、即ち助け給へとたのむ信なり。<sup>(31)</sup>

如来から行者へ差し向けられる南無阿弥陀仏と、行者から如来をたのむという両者が一体となったものを信心とするのが、本山において正統と認めた正意であるのに対し、行者がたのむことのみで信心とする、公巖による「果海投入」の領解は誤りであるとされたのである。

取調べは、次のような段階で進められた。まず公巖からの要望により、①深励(講師)と宣明(嗣講)との「対話」(六月二十九日〜七月十二日)がなされ、②その結果、「御札」(十一月一〜十八日)にて公巖の非が指摘された。さらに③「再往の御札」(十二月二〜三日)があり、ついに公巖は④「御請書」(十二月三日)と⑤「廻心状」(十二



月六日)を提出することで自らの非を認めた。そして⑥「御教誡」(十二月七〜十七日)がなされるに至った。<sup>(32)</sup>

以上の調理の過程は、写本としてまとめられている。たとえば羽州公巖異安心事件に関する一連の記録を長円寺界雄が書写した『羽州公巖異安心御札・御教誡』<sup>(33)</sup>を確認している。その他にも写本は各地に散見される。<sup>(34)</sup>真宗道場の名苗家にも『羽州公巖御札戒之一冊』なる写本が所蔵されている。同書は、文政十一年(一八二八)二月に、名苗家七代目の新十郎が手次寺である臨永寺(現・石川県羽咋郡宝達志水町)より借用して書写したものである。異安心事件に関する写本も、手次寺を通じて、真宗道場にまで伝えられたことが確かめられる。当家に現存する書籍のうち、唯一の異安心事件関係書であることから、当該事件は特に影響が大きく、さらにその調理の過程を通して、正統教学を模索する学び方が広く行われていたのではなからうか。かかる意味でも重要な事件であると言えよう。

ただしその史料は、「御請書」「廻心状」<sup>(35)</sup>「御教誡」<sup>(36)</sup>のみ翻刻されており、その前段階である諸史料も今後、翻刻・公開が望まれる。ここでは、当該事件の経緯や要因をもう少し詳しく確認するためにも、「廻心状」「公巖宛申渡覚」「廓堅宛申渡覚」を紹介しておきたい。

二度の「御札」を経て、異安心と裁定された公巖が、享和二年十二月六日に、東本願寺家臣五名に宛てて提出した「廻心状」<sup>(37)</sup>は次のようなものである。

#### 奉差上廻心状之事

一、私儀従来御宗意之趣心得違、剩国元者不及申他国へも罷越、荒涼二相勸候処、追々御本山達 御聴候由、且又拙僧異安心之趣世評も有之候趣承及候二付久々ニテ当年結夏之序法話之儀相願候処、御許容之上御聞調二付テハ心得違ノ筋数多御座候故、猶又改テ奉蒙御札難有奉存候、就夫拙僧心得違之儀ハ弥陀ヲ頼候ハ三業ニテモ口上ニテも可相頼旨、又信心ト申ハ如来之大悲心ニシテ帰命之一念ハ凡夫之念相ト申立、或ハ正定聚滅度ハ衆生ニ約スル時ハ二益佛果之義門ニテハ鉢一ツト申候義ヲ始トシテ、其外多分心得違ノ趣深重之奉蒙御札、重々

難有奉敬承候上ハ別紙御請書ニ申上候件々ハ不及申、年来心得違之儀心底ヨリ急度相改廻心懺悔仕候、向後ハ御本山御教化御掟之通り厳密ニ相守可申候、万一此儀相偽候ハ、蒙如来聖人之御罰永世無間ニ墮獄可仕候、  
仍而廻心状如件

羽州酒田

享和二壬戌年十二月六日 淨福寺 公巖

下間治部卿殿

粟津日向守殿

井上要人殿

池尾伊織殿

宇野相馬殿

公巖の心得違いとされた点は次の三点であるという。①阿弥陀如来にたのむ場合、身口意の三業がそろっていても、口上だけでも構わないとする点。②「信心」は如来の大悲心であり、「帰命」は凡夫の念相によるものであるとする点。③悟りを開くことが定まる「正定聚」と、生死を滅し彼岸に渡って完全な悟りを得る「滅度」を同一とする点。

①に対して正意では、一念帰命の信心というのは「唯こゝろの上にあること」とするため、身・口としてのみ帰命することはありえない。②に対して正意では、衆生が受け止めた信心である「機」と阿弥陀如来による救済のはたらかきである「法」の関係は一体であるとする(「機法一体」)にも関わらず、公巖は機と法を分けて、「帰命」は機のみ、

「信心」は法のみによるとしている。「帰命」は本願招喚の勅命なり(『教行信証』行巻)とする正意と相反する。③に対して正意では、「現生正定聚」、つまりこの世で仏になるべき身と定まるとするため、公巖の理解は誤りとされた。

公巖が、従来の宗意と相違する教えを各地で勧めたため、本山も知るところとなり、異安心との世評が広まった。そのため、当年の結夏(夏安居初日)に併せて法話を願い出て聞き調べの機会を得た(「対話」)が、心得違いもあるため、「御札」を受けた。その内容をありがたく受け止め、「御請書」に記載した内容はもとより、これまでの心得違いを改めて、廻心懺悔し、本山による教化の掟を守る、と公巖は誓約している。

その公巖に対し、次の内容が申し渡されている。(「公巖宛申渡覚」<sup>39)</sup>)

羽州飽田郡酒田

浄福寺公巖江

申渡覚

其方儀当年令結夏法義安心筋講者江及法話度旨相願候ニ付、則聞役御差添対話被 仰付候処、御宗意ニ相背候儀数多有之候故、追々相尋候、然ルニ法話相願ナカラ過当の廉言法外之申方ニ付宿預ケ被仰付置、羽州并越後表隨逐之者共追々被 召登、其方ヨリ相伝候異安心之趣御吟味有之、猶又其方儀改而御聞札有之候処、先弥陀ヲ頼候ニ付三業ニテモ口上ニテモ不苦旨申立、又一念皈命ハ凡夫之念想ニテ金剛ノ信心ハ如来之大悲心ト申立、或ハ正定滅度ハ衆生ニ約スル時ハ二益佛果ノ義門ニテハ躰一ツト申候義ヲ始トシテ、悉ク自己之妄解ニテ、古来御制禁ノ異計ニ濫シ候不正義故、数席御聞札有之候、然処心底ヨリ誤入悔先非、則廻心状差上之以来御正意之趣可相守旨申上之候ニ付、猶亦以 御慈悲御教誡被成下候段、重々難有奉敬承、向後御正意通急度相守可申候、就夫從來其方儀御相承之御教化ニ曾テ無之新義之妄解ヲ以諸人ヲ惑シ荒涼ニ申勧め御教化ヲ相汚候段、不届之至ニ候、仍

之急度被

仰付方有之候得共以 御寛宥任職被 召放、法談法話内講会読等御差留被成候間、可得其意候、尤も其方儀全御宗意ニ疎故、右等之異計ニ相成り候段、不便之至二被 思召、猶更御慈悲ヲ以帰国御差留被成、在京仰付置候間、諸事相慎御正意通追々可令聴聞候事

右之通被 仰出候也

戌十二月

「廻心状」を提出した公巖に対して、「御教誡」がさらになされた。従来の教化にはない新義の誤った教えを人々に勧めたことで教化を汚したことは不届きであるとして、住職を解任され、法談・法話・内講・会読などを行うことが禁止された。そして当面、帰国が差し留められて在京して正意を聴聞することを課せられた。

公巖の法談・法話は、出羽国や越後国を中心に、賛同者を得ていった模様で、公巖と同様に処罰された僧侶が九名いた。<sup>(40)</sup> その一人、越後国柏崎の望雲寺廓堅なる人物へ対して、次のように申し渡されている。(「廓堅宛申渡覚」<sup>(41)</sup>)

越後国三嶋郡柏崎間光寺地中

望雲寺廓堅<sup>江</sup>

申渡覚

其方儀羽州鮑田郡酒田淨福寺公巖<sup>江</sup>令随逐候旨相聞候ニ付一同被 召登数席御聞糺有之候処、御相承之御教化ニ差テ無之、新義之妄説異安心之趣公巖ヨリ受伝候儀相違無之候、然処其方悔先非誤入、已来御正意之趣可相守旨廻心状差上之候、勿論公巖儀追々御聞糺有之心底ヨリ誤入令廻心候ニ付 御慈悲ヲ以テ御教誡被成下、則其方儀モ一同被 召出、拜聴被 仰付候段、重々難有奉敬承帰国之上門徒同朋<sup>江</sup>早々御正意通相伝可申候、且又異安心令屈執候族有之候ハ、猶更今般御教誡之趣申聞、速ニ令廻心御正意二本付候様、精々相勧可申候、就夫公巖儀

ハ別紙写之通被 仰付候間、可得其意候、尤其方儀右等之異解ニ被相惑候ハ全躰御宗意ニ疎ク常ニ等閑之心得故ト相見不埒之事ニ候、依之被 仰付方モ有之候得共、格別之以御憐愍御叱置之事ニ候間、難有奉存、已来御正意通急度相守可申候、猶又年々令結夏追々御正意通聽聞候様被 仰付候間、其旨相心得可申候事  
右之通被 仰出候也

戌十二月

出羽国久保田西勝寺 同所 真敬寺

同国秋田 光徳寺義海

同国酒田 安祥寺地中 同

敬楽寺

聞光寺地中 淨興寺地中

越後国柏崎 望雲寺最城 専念寺淨恵

右同断御申渡有之候

廓堅の領解は取り調べの結果、公巖から伝授された異安心に間違いないとされた。ただし廻心した廓堅へは、帰国して門徒同朋へ対して正意を伝えることが要請されている。異安心の者がいた場合には、本山で受けた「御教誡」の内容を聞かせて廻心して正意に従うように勧める役を果たすことが求められている。また毎年、結夏に出席して正意を聴聞するよう命じられている。

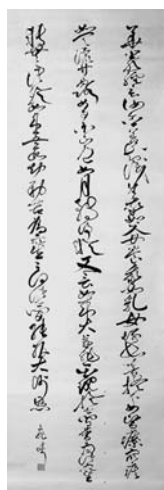
このように、本山である東本願寺の正意とする教えを末寺僧侶が学ぶ場として、高倉学寮で行われる夏安居が位置

づけられている。また一旦、異安心と裁定された僧侶が廻心した場合には、さらなる異安心を抑制する役が期待されている点は興味深い。異安心の裁定を受けて、正意とは何かを熟慮して廻心した僧侶であるからこそ、新たな異安心者を廻心させることが可能であると考えられていたのではなからうか。

このように公巖は異安心としての裁定を受けたが、四年後の文化三年(一八〇六)には取り調べを担当した深励に師事している。公巖のみならず、共に調理を受けた公巖門下の僧侶数名も同様に深励門下となった<sup>(42)</sup>。そして同年、公巖門下であった光徳寺義海と共に擬寮司という学寮の職を得ている<sup>(43)</sup>。その後の公巖の活動の一端を知りうるものとして、雲観寺(現・愛知県半田市)に二幅残されている公巖筆の書蹟がある。一幅は文政三年(一八二〇)九月に公巖が雲観寺へ滞在した際、当寺に伝わる寛永三年(一六二六)の「宣如墨蹟」<sup>(44)</sup>を書写した「公巖墨蹟」<sup>(45)</sup>【図2】である。なお「宣如墨蹟」は、寛永三年(一六二六)玄冬中旬に東本願寺一三世宣如(一六〇四〜五八)が書いた、親鸞著の『顕浄土真実教行証文類』(化身土卷)<sup>(46)</sup>に引用されている華嚴経偈頌の墨蹟である。



【図1】宣如墨蹟



【図2】公巖墨蹟

むすびに



【図3】「海辺松」懐紙

もう一幅は、文政三年(一八二〇)九月に公巖が書いた「海辺松」<sup>(47)</sup>と題する詠歌の懐紙【図3】である。「公巖墨蹟」【図2】と同月付であることから、同じく雲観寺滞在時に書いたと考えられる。「うら波のよせてくたくる巖根<sup>いわね</sup>にも千代を碧<sup>みどり</sup>のまつや生らん」という同詠歌は、雲観寺の現前に広がる衣ヶ浦を眺めた景色を詠んだものとも考えられる。雲観寺九代恵実(？〜一八二一)も深励に師事しているため、<sup>(48)</sup>同門であるつながりから、公巖は当寺へ滞在したと考えられる。公巖や廓堅を通して、近世真宗の異端(異安心)とは、正統へ回復する可能性を有するものであったことがうかがえよう。

本稿では、まず真宗東派の正統教学が確立されていく過程を、香月院深励と香樹院徳龍という二人の学僧の活動と、その教えの流布について、講録を主な素材としておっていった。深励が活躍する時期に、学寮を核とする一元的な教学体制が確立した。その深励の弟子でもある徳龍が学寮の講者をつとめた時期には、文政度再建事業を進める動きと連動しながら、講者による全国的な教化体制が確立されていた。学寮や各地の御坊において末寺僧侶に対する教育を担った両人は、一方で積極的な民衆教化活動も行っていた。学寮を中心に行われた教学研究と末寺僧侶の教育は、教えを享受したいという民衆の要望に応えようとする営みであったと言えよう。講録は、本山学寮の權威を有した学僧の〈語り〉がそのまま書写されて流布した書物である。その写本は、新たな〈語り〉の台本ともなりえたで

あろう。かかる学問と教化のスタイルが浸透した点に、全国的な教団体制を維持しえた真宗の特徴があるのではなからうか。講者の側も、そのような流布を念頭において語っていた可能性も高いのではないか。

文化八年(一八一―)には東本願寺から、『真宗仮名聖教』<sup>(49)</sup>が親鸞五五〇回忌を記念して刊行された。学寮の学僧らによって編纂が進められ、宗祖・列祖などの著述した聖教三九部を所収し、一〇冊(二三卷)にまとめたものである。ただし京都所司代の認可を得るために時間を要し、翌九年に刊行されたという。従来、聖教の真偽には諸説あったが、これにより東本願寺教団の認定する聖教が示された。奥付に捺印された「本願寺藏」の朱方印が、本山権威を示している。

正統教学が確立されていく同時期、異安心事件が続発した。真宗東派における異安心事件は、十七世紀後半にも散見されるものの、十八世紀後半から十九世紀にかけて、圧倒的に増加した。正統教学が問われるなかで、真宗の異端的信仰とされる異安心も課題とされていった。羽州公巖異安心事件の調理過程を通して、異安心との疑いがかかっても、すぐに断定される訳ではなく、「対話」「御糺」といった問答の機会が設けられていたことが分かる。そして容疑者が納得した上で「御請書」「廻心状」を提出させ、「御教誡」をするという手順をふむ。羽州公巖異安心事件は、かかる異安心調理の手順が形式化された事件とされることから、画期となる事件と言える。ただし一旦、異安心とされた場合にも、正統へ回復する余地を有しており、異安心から熟慮の上に廻心した僧侶には、さらなる異安心の取締りが期待された。

一方で十八世紀後半に、次のような動きが真宗にみられた。宝暦期(一七五一―六四)、四点の聖教目録が作成され、談義本へ厳格な真偽判断を下すことで、真宗という宗派の境界線を確定させていった。また安永三年(一七七四)より三年間、「浄土真宗」という宗名の公称をめぐる浄土宗と争った、いわゆる「宗名論争」が繰り広げられ、近世的な宗派意識が顕在化していった。<sup>(50)</sup>



正統教学の確立、異安心事件、そして宗派の境界線が確定されていって近世的な宗派意識が顕在化していく動きは、共に連動しているであろう。また、教学を模索し伝達しようとする学僧の活動が、自らの救済を課題として教えを享受しようとする民衆へ応答するためであったことを確かめることができたのではなからうか。本稿を通して、「墮落」とも評されてきた教団仏教である真宗の近世について、改めて問い直した。

近世に定着した、書写という主体的実践行為を伴って写本によって教えを伝達するあり方は、近代にも敬承されていた。また近世学僧の講録は、近代に至ってから数多く刊行されていった。近世から近代へかけての真宗教団と社会の動向をふまえて、改めてその意味を検討していく必要がある<sup>(9)</sup>。真宗の教えは、版本と写本のそれぞれの特性をいかながら、広範囲の地域・階層へ、さらには時代を超えて伝えられていった。書物の織りなす真宗文化は近代へも引き継がれた。

註

- (1) 辻善之助氏のいわゆる近世仏教墮落論をめぐる研究史の展開については以下を参照。林淳「辻仏教史学の継承と批判」『日本の宗教学説』東京大学宗教学研究室、一九八一年、オリオン・クラウタウ『近代日本思想史としての仏教史学』(法蔵館、二〇一二年)。
- (2) 真宗学の立場からも、江戸宗学を、民衆の信仰心に応答しながら救済の問題に向き合って取り組まれた学問として再評価する見解がある。【後藤智道「江戸期宗学の性格と信仰―香月院深励の学風を通して―」(『真宗研究』第五十六輯、真宗連合学会、二〇一二年)】
- (3) 大桑斉「幕藩制仏教論への視座」(『日本近世の思想と仏教』法蔵館、一九八九年、初出一九七九年、二六七頁)、柚田善雄「近世前期の寺院行政」(『幕藩権力と寺院・門跡』思文閣出版、二〇〇三年、初出一九八一年)。
- (4) 『近世の宗教と社会』一〜三(吉川弘文館、二〇〇八年)など。
- (5) 澤博勝「仏教知の受容と伝達―学僧・寺僧・門徒―」(『近世宗教社会論』吉川弘文館、二〇〇八年、初出二〇〇三年)。

- 同「近世民衆の仏教知と信心―真宗門徒の〈知〉―」(『民衆の〈知〉と宗教』近世の宗教と社会三、吉川弘文館、二〇〇八年)。
- (6) 澤博勝「近世民衆の仏教知と信心―真宗門徒の〈知〉―」(『民衆の〈知〉と宗教』近世の宗教と社会三、吉川弘文館、二〇〇八年)。
- (7) 武田統一『真宗教学史』(平楽寺書店、一九四四年)、『大谷大学百年史〈通史編〉』(大谷大学、二〇〇一年)。
- (8) 「春秋二講并擬講職覚」宝曆七年(一七五七)、『高倉旧学寮諸条規並本山記室記録綴』。『大谷大学百年史〈資料編〉』(大谷大学、二〇〇一年)。
- (9) 「講師職制覚」明和三年(一七六六)七月(『上檀間日記』明和三年七月一日条)。「大谷大学百年史〈資料編〉」(大谷大学、二〇〇一年)。
- (10) 「上檀間日記」(東本願寺蔵)明和三年(一七六六)七月一日条。
- (11) 文政八年(一八二五)には、四月十五日～六月二十四日に夏講、八月三日～九月六日に秋講を行っている。同年の学寮における年中行事が『上首寮日記』などをもとにまとめられている。『大谷大学百年史〈通史編〉』(大谷大学、二〇〇一年)。
- (12) 『真宗新辞典』(法蔵館、一九八三年)、『真宗人名辞典』(法蔵館、一九九九年)。
- (13) 澤博勝氏は「垂天結社簿」(大谷大学図書館蔵)より、表「香月院私塾出身国別門弟数一覧」を作成。『近世民衆の仏教知と信心―真宗門徒の〈知〉―』(『民衆の〈知〉と宗教』近世の宗教と社会三、吉川弘文館、二〇〇八年、一〇〇頁)。
- (14) 大谷大学真宗総合研究所の「指定研究」大学史研究における成果としてまとめられた、大谷大学図書館蔵『香月院深励関係書籍目録』にも、数多くの深励述講録が含まれている。【加藤基樹「大谷大学図書館蔵『香月院深励関係書籍目録』と香月院深励をめぐる歴史的研究課題の覚書」(『大谷大学真宗総合研究所研究紀要』二四号、二〇〇六年)】
- (15) 同朋大学仏教文化研究所蔵、二冊、冊子(写本)、縦二四・四cm×横一七・〇cm。
- (16) 同朋大学仏教文化研究所蔵、一冊、冊子(写本)、縦二四・五cm×横一七・〇cm。
- (17) 深励の教化活動については、主に以下を参照。澤博勝「仏教知の受容と伝達―学僧・寺僧・門徒―」(『近世宗教社会論』吉川弘文館、二〇〇八年、初出二〇〇三年)、同「近世民衆の仏教知と信心―真宗門徒の〈知〉―」(『民衆の〈知〉と宗教』近世の宗教と社会三、吉川弘文館、二〇〇八年)。

- (18) 澤博勝氏は、文化三年(一八〇六)末、同四年初を例に、「講師寮日記」(大谷大学図書館蔵)をもとに「深励帰越時の教化活動」を表にまとめている。【近世民衆の仏教知と信心―真宗門徒の〈知〉―】(『民衆の〈知〉と宗教』近世の宗教と社会三、吉川弘文館、二〇〇八年、一〇一―一〇四頁)
- (19) 「講師寮日記」(大谷大学図書館蔵) 享和元年(一八〇二)十一月十八日条。
- (20) 「真宗新辞典」(法蔵館、一九八三年)、『真宗人名辞典』(法蔵館、一九九九年)。
- (21) 拙稿「近世真宗における〈教え〉伝達のメディア」(『大谷大学大学院研究紀要』第二三号、大谷大学大学院、二〇〇六年)、同「二度の飯両堂建立」(『真宗本廟(東本願寺) 造営史―本願を受け継ぐ人びと―』、真宗大谷派宗務所出版部(東本願寺出版部)、二〇一一年)。
- (22) 同朋大学仏教文化研究所蔵、徳龍述、一冊、冊子(写本)、縦二四・一cm×横一七・三cm。
- (23) 「僧分教誡三罪録」(柏原祐泉・藤井学校注者『近世仏教の思想』日本思想大系五七、岩波書店、一九七三年)。
- (24) 拙稿「近世真宗における〈教え〉伝達のメディア」(『大谷大学大学院研究紀要』第二三号、大谷大学大学院、二〇〇六年)。
- (25) 同朋大学仏教文化研究所蔵、一冊、冊子(写本)、縦二五・〇cm×横一七・四cm。
- (26) 「高山御坊法話願」(『上檀間日記』文政八年二月十五日之条)。「東本願寺史料」自文化十四至天保五年(達如上人時代)(宗学院、一九三九年)
- (27) 「堺御坊講者下向願」(『上檀間日記』文政七年七月十七日之条)。「東本願寺史料」自文化十四至天保五年(達如上人時代)(宗学院、一九三九年)
- (28) 和田恭幸氏蔵、一冊、冊子(写本)、縦二七・三cm×横一九・〇cm。
- (29) 應報(西藤安兵衛)が書写した写本は、同書を含めて二九部四三冊確認しており(和田恭幸氏蔵)、香樹院徳龍述講録が最も多い。その多くに同様の奥書が記されている。
- (30) 『続真宗大系』第十八巻(真宗典籍刊行会、一九三九年)。
- (31) 「羽州公巖御教誡」(『続真宗大系』第十八巻、真宗典籍刊行会、一九三九年、一一七頁)。
- (32) 「羽州公巖御教誡 解題」(『続真宗大系』第十八巻、真宗典籍刊行会、一九三九年)。
- (33) 同朋大学仏教文化研究所蔵、四冊(『御札』二冊、『御教誡』二冊)、冊子(写本)、縦二四・三cm×横一七・一cm。

- (34) 大谷大学図書館に、公巖事件関係の写本が三〇点所蔵されている。
- (35) 佐々木求巳『近代之儒僧 公巖師の生涯と教学』(立命館出版部、一九三六年)。
- (36) 『羽州公巖御教誡』(『続真宗大系』第十八卷、真宗典籍刊行会、一九三九年)。
- (37) 『羽州公巖御札略鈔』(大谷大学図書館蔵、宗大三六四七)。
- (38) 『羽州公巖御教誡』(『続真宗大系』第十八卷、真宗典籍刊行会、一九三九年、六七頁)。
- (39) 『羽州公巖御札略鈔』(大谷大学図書館蔵、宗大三六四七)。
- (40) 法義を心得違っている疑いで取り調べられたのは、以下の寺院僧侶であった。「羽州酒田浄福寺、同国久保田西勝寺、同所専念寺、同所真敬寺、同国能代西光寺、同国秋田光徳寺義海、同国安祥寺地中等円寺、同敬栄寺、越後柏崎開光寺地中望雲寺、同所浄興寺地中専念寺浄恵」(『羽州公巖御教誡』(『続真宗大系』第十八卷、真宗典籍刊行会、一九三九年、六五頁)。
- (41) 『羽州公巖御札略鈔』(大谷大学図書館蔵、宗大三六四七)。
- (42) 佐々木求巳『近代之儒僧 公巖師の生涯と教学』(立命館出版部、一九三六年、一三八頁)、「垂天結社簿」(大谷大学図書館蔵、宗大七〇三〇―二)の「羽後国」の項に、「酒田 浄福寺 公巖」とあり。
- (43) 『講師寮日記』(大谷大学図書館蔵)文化三年(一八〇六)六月二十三日条。
- (44) 雲観寺蔵、一幅、軸装(紙本墨書)、縦二八・〇cm×横四二・三cm。
- (45) 雲観寺蔵、一幅、軸装(紙本墨書)、縦一三四・〇cm×横四六・五cm。
- (46) 『大正新脩大藏経』(華嚴部下、第十卷)の三二六頁b・四二五頁cに掲載されている。
- (47) 雲観寺蔵、一幅、軸装(紙本墨書)、縦四五・六cm×横五五・九cm。
- (48) 小山正文・岩田敏也『天華山雲観寺五百年史』(雲観寺、二〇一一年、三六頁)。
- (49) 同朋大学仏教文化研究所蔵、一冊、冊子(版本)、縦一八・三cm×横三三・二cm。
- (50) 引野亨輔『真宗談義本の出版と近世の宗派意識』(『近世宗教世界における普遍と特殊―真宗信仰を素材として―』法蔵館、二〇〇七年、初出二〇〇一年)、同『近世日本の書物知と仏教諸宗』(『史學研究』広島史学研究会、二四四号、二〇〇四年)、同『近世仏教における「宗祖」のかたち』(『日本歴史』七五六号、二〇一一年)。木場明志『宗名往復録』註解』(真宗大谷派宗務所出版部、二〇〇八年)。

(51) 加藤基樹「大谷大学図書館蔵『香月院深劬関係書籍目録』と香月院深劬をめぐる歴史的研究課題の覚書」(『大谷大学真宗総合研究所研究紀要』二四号、二〇〇六年)においても、かかる課題が指摘されている。

《付記》

本稿は、同朋大学仏教文化研究所の二〇一二年度後期展示「仏教文化研究の展開―法宝物・書物・行列図―」における研究調査をもとに成稿したものです。

雲觀寺、大谷大学図書館、東本願寺 和田恭幸氏、同朋大学仏教文化研究所には、史料閲覧をご快諾いただきました。この場をお借りして、心より御礼申し上げます。